令和元年度第1回 市川市個人情報保護審議会

【配付資料一覧】

インテ゛ッ クス No.	資 料 件 名
1	次 第
2	事務局職員名簿
3	諮問書 (議事(1))
4	市川市個人情報保護条例(一部改正に係る新旧対照表)
5	非識別加工情報提供制度の概要
6	個人情報ファイル簿 (例)
7	実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準 (加工基準) に基づく加工例 (議事(1)ア)

【令和元年度第1回市川市個人情報保護審議会】 次第

日 時:令和元年5月22日(水) 13:30~ 会 場:市川市役所仮本庁舎5階 理事者控室

次 第

- 1 議事
- (1) 諮問事項
 - ア 実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準について
 - イ 実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置に関する基準について
- 2 その他 事務局からの伝達事項
- 3 閉 会

市川第 20190513-0289 号 令和元年 5 月 1 5 日

市川市個人情報保護審議会 会長 奥川 貴弥 様

市川市長 村越 神



実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準及び実施機関非識別 加工情報等の安全確保の措置の基準を定めることについて(諮問)

本市では、市川市個人情報保護条例の一部を改正する条例が令和元年7月1日から施行することに伴い、非識別加工情報提供制度を開始することとなります。

民間事業者に提供することとなる実施機関非識別加工情報は、特定の個人を識別することができないようにするとともに、その作成に用いる個人情報を復元することができないようにする必要があるため、改正後の市川市個人情報保護条例第24条の10第2項により貨審議会の意見を聴いて実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準を定めることとしております。

また、実施機関非識別加工情報やその作成に用いた個人情報から削除した記述、個人 識別符号等の漏えいを防止するため、同条例第24条の15第2項により貨審議会の意 見を聴いて実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準を定めることとしてお ります。

そこで、別紙基準について、貴審議会に諮問するものです。

別紙

○実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準

市川市個人情報保護条例第24条の10第1項の規則で定める基準は、次のとおりと する。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部 を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有し ない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復 元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを 含む。)。
- (3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に実 施機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当 該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該 個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換え ることを含む。)。
- (4) 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則件 を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個 人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該 ・個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

別紙

○実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準

市川市個人情報保護条例第24条の15第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 実施機関非職別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って実施機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を誰ずること。
- (3) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による実施機関 非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を謙ずること。

行 改 徬 ΤĒ 目次 目次

第1章 (略)

第2章 個人情報の保管等(第7条-第12条)

第3章 • 第4章 (略)

第5章 個人情報保護審議会の設置(第24条)

第6章~第9章 (略)

附則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持 を図るために必要不可欠であることに鑑み、個人情報の適正な取 扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の閲覧請求等 の権利を保障することにより公正で民主的な市政の実現を図り、 もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当 ぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号) 第2条第2項に規定する個人情 報をいう。

第1章 (略)

第2章 個人情報の保管等(第7条-第12条の2)

第3章・第4章 (略)

第5章 個人情報保護審議会の設置(第24条)

第5章の2 実施機関非識別加工情報の提供(第24条の2-第

24条の17)

第6章~第9章 (略)

附則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持 を図るために必要不可欠であることに鑑み、個人情報の適正な取 扱いに関する事項及び個人情報の閲覧請求等の権利の保障に関す る事項並びに実施機関非識別加工情報(実施機関非識別加工情報 ファイルを構成するものに限る。) の提供に関する事項を定める ことにより、公正で民主的な市政の実現を図り、並びに個人情報 の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済 社会及び豊かな市民生活の実現に資するものであることその他の 個人情報の有用性に配慮しつつ、市民の基本的人権を擁護するこ とを目的とする。

(定義)

- 該各号に定めるところによる。
- (1) 個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」 という。) 第2条第2項に規定する個人情報をいう。

現 行 後 改 ΤĒ (2) 個人識別符号 行政機関個人情報保護法第2条第3項に規定 する個人識別符号をいう。 (3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規 (2) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関す る法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。 定する要配慮個人情報をいう。 $(3)\sim(6)$ (略) $(4)\sim(7)$ (略) (8) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であって、 次に掲げるものをいう。 ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子 計算機を用いて検索することができるように体系的に構成し たもの イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するため に氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁 的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識することができない方式をいう。) で作ら れる記録をいう。第35条において同じ。) に記載され、若 しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表さ れた一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。) により特定の個人情報を容易に検索することができるように 体系的に構成したもの (9) 非識別加工情報 次に掲げる個人情報(他の情報と照合する ことができ、それにより特定の個人を識別することができるこ ととなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それに より特定の個人を識別することができることとなるものを除 く。)を除く。以下この号において同じ。)の区分に応じてそ れぞれ次に定める措置を講じて特定の個人を識別することがで きない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に 含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報 と照合することができる個人に関する情報である場合にあって

現 行	改 正 後
	は他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人
	情報その他の規則で定める情報を除く。)と照合することによ
	り、特定の個人を識別することができないことをいう。第24
	条の10第1項において同じ。)ように個人情報を加工して得
	られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元するこ
	<u>とができないようにしたものをいう。</u>
	ア 行政機関個人情報保護法第2条第2項第1号に該当する個
	人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除するこ
	と(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有し
	ない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
	イ 行政機関個人情報保護法第2条第2項第2号に該当する個
	人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除
	すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性
	を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含
	<u>t.).</u>
_	(10) 実施機関非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報
	ファイルを構成する個人情報(他の情報と照合することができ、
	それにより特定の個人を識別することができることとなるもの
	(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個
	人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。
	以下この号において同じ。) の全部又は一部 (これらの一部に
	市川市公文書公開条例(平成9年条例第2号。以下「公文書公
	開条例」という。) 第7条第1項に規定する非公開情報(公文
	書公開条例第8条第1項第1号に掲げる情報を除く。以下この
	号において同じ。) が含まれているときは、当該非公開情報に
	該当する部分を除く。)を加工して得られる非識別加工情報を
	<u>いう。</u>
	ア 第12条の2第2項各号のいずれかに該当するもの又は同

現 行	改正後
	条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイ
	<u>ル簿に掲載しないこととされるものでないこと。</u>
	イ 公文書公開条例第2条第1号に規定する実施機関に対し、
	当該個人情報ファイルを構成する個人情報が記録されている
	公文書(同条第2号に規定する公文書をいう。(ア)及び第24
	条の8第1項において同じ。)の公文書公開条例第5条の規
	定による公開の請求があったとしたならば、当該実施機関が
	次のいずれかを行うこととなるものであること。
	(ア) 当該公文書に記録されている個人情報の全部又は一部
	を公開する旨の決定をすること。
	(イ) 公文書公開条例第15条第1項又は第2項の規定によ
	り第三者の保護に関する手続を執ること。
	ウ 市政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第24
	条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成
	する個人情報を加工して非識別加工情報を作成することがで
	<u>きるものであること。</u>
	(11) 実施機関非識別加工情報ファイル 実施機関非識別加工情報
	を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
	ア 特定の実施機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索
	することができるように体系的に構成したもの
	イ アに掲げるもののほか、特定の実施機関非識別加工情報を
	容易に検索することができるように体系的に構成したものと
	して規則で定めるもの
	(12) 実施機関非識別加工情報取扱事業者 実施機関非識別加工情
	報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲
	げる者を除く。
	ア国の機関
	イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

現 行 後 改 TE. (平成15年法律第59号。第24条の6第3号及び第6号 において「独立行政法人等個人情報保護法」という。) 第2 条第1項に規定する独立行政法人等 ウ 他の地方公共団体 工 地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条 第1項に規定する地方独立行政法人 第2章 個人情報の保管等 第2章 個人情報の保管等 (目的外利用等の制限) (目的外利用等の制限) 第10条 実施機関は、法令に特別の定めのあるとき又は正当な行 第10条 実施機関は、法令に特別の定めのあるとき又は正当な行 政執行に関連のあるときを除き、第8条第1項の規定により届出 政執行に関連のあるときを除き、第8条第1項の規定により届出 をした業務(以下「届出業務」という。)の目的の範囲を超えて個 をした業務(以下「届出業務」という。)の目的の範囲を超えて 人情報(特定個人情報 を除く。以下この条、第15条及び第 個人情報(特定個人情報、実施機関非識別加工情報(実施機関非 16条において同じ。)の利用(以下「目的外利用」という。)を 識別加工情報ファイルを構成するものに限る。第11条第1号に おいて同じ。)及び削除情報(第24条の2第4項に規定する削 してはならない。 除情報をいう。同号及び第12条の2第2項第2号において同 じ。)に該当するものを除く。次項、第15条及び第16条にお いて同じ。)の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはな らない。 2 (略) 2 (略) (目的外利用等の届出) (目的外利用等の届出) 第10条の5 (略) 第10条の5 (略) 2 前項の規定にかかわらず、市川市公文書公開条例(平成9年条 2 前項の規定にかかわらず、公文書公開条例により個人情報が公 例第2号)により個人情報が公開されることとなる場合には、同 開されることとなる場合には、同項の規定は、適用しない。 項の規定は、適用しない。

3

(略)

3 (略)

で検索し得る者に限る。)の数が規則で定める数に満たない個人

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める個人情報ファイル 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目(個人情報 ファイルに記録される項目をいう。)の一部若しくは次に掲げる事

情報ファイル

現 行 後 改 正 (適正な維持管理) (適正な維持管理) 第11条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、個人情報 第11条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、個人情報 管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措 管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措 置を講じなければならない。 置を講じなければならない。 (1) 個人情報 は、正確で最新なものとすること。 (1) 個人情報 (実施機関非識別加工情報及び削除情報に該当する ものを除く。次号、第13条第1項、第14条、第23条の4 及び第25条において同じ。)は、正確で最新なものとするこ と。 (2) • (3) (略) (2) • (3) (略) (結合の禁止) (結合の禁止) 第12条 (略) 第12条 (略) (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第12条の2 実施機関は、規則で定めるところにより、その保管 している個人情報ファイルについて、規則で定める事項を記載し た帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表し なければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用 しない。 (1) 実施機関非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイ (2) 記録情報(個人情報ファイルに記録される個人情報をいう。 次項において同じ。) に削除情報が含まれる個人情報ファイル (3) 本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらない

現	改正後
	項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人
	情報ファイル簿に掲載することにより、届出業務の性質上、当該
	届出業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認め
	るときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はそ
	の個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことがで
	<u>きる。</u>
	(1) 記録情報の収集方法
	(2) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合に
	<u>は、その提供先</u>
(苦情の処理)	_(個人情報の取扱いに関する苦情処理)_
第23条の4 (略)	第23条の4 (略)
第5章 個人情報保護審議会の設置	第5章 個人情報保護審議会の設置
第24条 (略)	第24条 (略)
2 審議会の任務は、次のとおりとする。	2 審議会の任務は、次のとおりとする。
(1) この条例により付与された権限に属する事項について、実	(1) この条例により付与された権限に属する事項について、 <u>市長</u>
施機関の諮問に応じ審議すること。	<u>又は</u> 実施機関の諮問に応じ審議すること。
$(2) \cdot (3)$ (略)	(2) • (3) (略)
_	(4) 実施機関非識別加工情報その他の本市における個人情報の取
	扱いについて市長又は実施機関の求めに応じ意見を述べるこ
	<u>Ł.</u>
$3 \sim 1 0$ (略)	3~10 (略)
<u> </u>	第5章の2 実施機関非識別加工情報の提供
	(実施機関非識別加工情報の作成及び提供等)
	第24条の2 実施機関は、この章の規定に従い、実施機関非識別
	加工情報(実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限
	る。以下この章において同じ。) を作成し、及び提供することが
	<u>できる。</u>

現 行	改正後
	2 実施機関は、法令に特別の定めのあるとき又は正当な行政執行
	に関連のあるときを除き、届出業務の目的以外の目的のために実
	施機関非識別加工情報及び削除情報(個人情報に該当するものに
	限る。次項において同じ。)を自ら利用してはならない。
	3 実施機関は、法令若しくは条例に特別の定めのあるとき又は公
	益の実現を図るため市長があらかじめ審議会の意見を聴いて認め
	たときを除き、届出業務の目的以外の目的のために実施機関以外
	のものに実施機関非識別加工情報及び削除情報を提供してはなら
	<i>たい。</i>
	4 前2項の「削除情報」とは、実施機関非識別加工情報の作成に
	用いた個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特
	定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容
	易に照合することができ、それにより特定の個人を識別すること
	ができることとなるものを除く。)を除く。以下この章において
	同じ。)から削除した記述等及び個人識別符号をいう。
	(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)
	第24条の3 実施機関は、その保管している個人情報ファイルが
	第2条第10号アからウまでのいずれにも該当すると認めるとき
	は、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次
	に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該
	個人情報ファイルについての第12条の2第1項の規定の適用に
	ついては、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第24条の3各
	号に掲げる事項」とする。
	(1) 第24条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルで
	<u>ある旨</u>
	(2) 第24条の5第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
	(3) 当該個人情報ファイルが第2条第10号イ((イ)に係る部分に
	限る。)に該当するときは、第24条の8第1項において準用

現 行	改正後
	する公文書公開条例第15条第1項又は第2項の規定により第
	三者の保護に関する手続が執られる旨
	(提案の募集)
	第24条の4 実施機関は、規則で定めるところにより、随時又は
	定期的に、その保管している個人情報ファイル(個人情報ファイ
	ル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下こ
	の章において同じ。) について、次条第1項の提案を募集するも
	<u>のとする。</u>
	(実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提
	案)_
	第24条の5 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを
	構成する個人情報を加工して作成する実施機関非識別加工情報を
	その事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろ
	うとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をするこ
	<u>とができる。</u>
	2 前項の提案は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を
	記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。
	(1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人そ
	の他の団体にあっては、その代表者の氏名
	(2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
	(3) 提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数
	4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る実施機関非識別加工情
	報の作成に用いる第24条の10第1項の規定による加工の方
	<u>法を特定するに足りる事項</u>
	(5) 提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法そ
	の他当該実施機関非識別加工情報がその用に供される事業の内
	<u>容</u>
	(6) 提案に係る実施機関非識別加工情報を前号の事業の用に供し

現 行	改正後
	ようとする期間
	(7) 提案に係る実施機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当
	該実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
	(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
	3 前項の書面には、次に掲げる書面その他規則で定める書類を添
	付しなければならない。
	(1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないこ
	とを誓約する書面
	(2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会
	若しくは豊かな市民生活の実現に資するものであることを明ら
	かにする書面
	<u>(欠格事由)</u>
	第24条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の
	提案をすることができない。
	(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
	(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報の保護に
	関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関個人情報保証は、大学に対しては、日本は、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
	護法、独立行政法人等個人情報保護法若しくは他の地方公共団
	体の個人情報保護条例(地方公共団体における個人情報の取扱
	いに関する基本的な事項を定める条例をいう。第7号において
	同じ。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は
	<u>執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しな</u>
	<u>い者</u> (4) 第24条の14の規定により実施機関非識別加工情報の利用
	に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経
	に関する契約を解除され、その解除の自から起鼻して2年を経 過しない者
	<u>週しない有</u> (5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機
	1 以 以 以 以 以 以 以 以 以

	情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工
l+:+n /r	
<u> </u>	同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイ
ルを構り	成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、
その解除	除の日から起算して2年を経過しない者
(6) 独立行	行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により
独立行政	政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行
政法人等	等非識別加工情報(同条第10項に規定する独立行政法
人等非	識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用
に関する	る契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経
過しない	い者
(7) 他のt	 地方公共団体の個人情報保護条例の規定(行政機関個人
情報保証	護法第44条の14に相当する規定に限る。)により契
約を解除	除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
(8) 法人	その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいず
<u>れかに</u>	該当する者があるもの
<u>(</u> 提案の	審査等)_
第24条の	7 実施機関は、第24条の5第1項の提案があったと
<u>きは、当</u>	該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しな
ければなり	<u>らない。</u>
(1) 第24	4条の5第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも
<u>該当した</u>	ないこと。
(2) 第24	4条の5第2項第3号の提案に係る実施機関非識別加工
情報の表	本人の数が、実施機関非識別加工情報の効果的な活用の
観点から	らみて規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個
<u>人情報:</u>	ファイルを構成する個人情報の本人の数以下であるこ
<u>Ł.</u>	
(3) 第24	4条の5第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特
定される	る加工の方法が第24条の10第1項の基準に適合する

現 行	改正後
	<u>ものであること。</u>
	(4) 第24条の5第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活
	力ある経済社会若しくは豊かな市民生活の実現に資するもので
	<u>あること。</u>
	(5) 第24条の5第2項第6号の期間が実施機関非識別加工情報
	の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないも
	<u>のであること。</u>
	(6) 第24条の5第2項第5号の提案に係る実施機関非識別加工
	情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該実施
	機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切な
	<u>ものであること。</u>
	(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するも
	<u>のであること。</u>
	2 実施機関は、前項の規定により審査した結果、第24条の5第
	1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、
	規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げ
	る事項を通知するものとする。
	(1) 第24条の9の規定により市との間で実施機関非識別加工情
	報の利用に関する契約を締結することができる旨
	(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項
	3 実施機関は、第1項の規定により審査した結果、第24条の5
	第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しない と認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者
	<u>と認めるとさは、規則で定めるところにより、自該従業をした有</u> に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。
	(第三者の保護に関する手続)
	第24条の8 個人情報ファイル簿に第24条の3第3号に掲げる
	事項の記載がある個人情報ファイルに係る第24条の5第1項の
	#案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを
	近米に ノバ には、 コ欧灰米で コ欧灰米に 下の 四八 報 /

現行	改 正 後
	構成する個人情報が記録されている公文書の公文書公開条例第5
	条の規定による公開の請求と、前条第2項の規定による通知を当
	該公文書の全部又は一部を公開する旨の決定とみなして、公文書
	公開条例第15条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合
	において、同条第1項中「実施機関」とあるのは、「実施機関(市
	川市個人情報保護条例第2条第6号に規定する実施機関をいう。
	<u>次項において同じ。)」と読み替えるものとするほか、必要な技</u>
	術的読替えは、規則で定める。
	2 前項において準用する公文書公開条例第15条第1項又は第2
	項の規定により第三者の保護に関する手続が執られた同条第1項
	に規定する第三者が第24条の5第1項の提案に係る実施機関非
	識別加工情報の作成に反対の意思を表示したときは、当該提案に
	係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする個人情報を除
	いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章
	の規定を適用する。
	(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)
	第24条の9 第24条の7第2項の規定による通知を受けた者
	は、規則で定めるところにより、市との間で、実施機関非識別加
	工情報の利用に関する契約を締結することができる。
	(実施機関非識別加工情報の作成等)
	第24条の10 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成する
	ときは、特定の個人を識別することができないように及びその作
	成に用いる個人情報を復元することができないようにするために
	必要なものとして規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工
	しなければならない。_
	2 市長は、前項に規定する基準を定めようとするときは、審議会
	の意見を聴かなければならない。
	3 第1項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報の作成

現 行	改 正 後
	の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
	(実施機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿へ
	の記載)_
	第24条の11 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成した
	ときは、当該実施機関非識別加工情報の作成に用いた個人情報を
	含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲
	<u>げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人</u>
	情報ファイルについての第24条の3の規定により読み替えられ
	た第12条の2第1項の規定の適用については、同項中「及び第
	24条の3各号」とあるのは、「並びに第24条の3各号及び第
	24条の11各号」とする。
	(1) 実施機関非識別加工情報の概要として規則で定める事項
	(2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
	(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
	(作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業
	に関する提案等)_
	第24条の12 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1
	号に掲げる事項が記載された実施機関非識別加工情報をその事業
	の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする
	者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をすることができ
	る。当該実施機関非識別加工情報について第24条の9の規定に
	より実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者
	が、当該実施機関非識別加工情報をその用に供する事業を変更し
	ようとするときも、同様とする。
	2 第24条の5第2項及び第3項、第24条の6、第24条の7
	並びに第24条の9の規定は、前項の提案について準用する。こ
	の場合において、第24条の5第2項中「次に」とあるのは「第
	1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲

現行	改 正 後
	げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用い
	る第24条の10第1項の規定による加工の方法を特定する」と
	あるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは
	「第1号及び第4号から前号まで」と、第24条の7第1項中「次
	に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項
	第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第
	2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7
	号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第
	1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。
	(手数料)
	第24条の13 第24条の9の規定により実施機関非識別加工情
	報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円(当該実施
	機関非識別加工情報の作成の委託をする場合にあっては、その額
	に当該実施機関非識別加工情報の本人の延べ数に1円を乗じて得
	た額を加算した額)の手数料を納めなければならない。
	2 前条第2項において準用する第24条の9の規定により実施機
	関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号
	<u>に掲げる実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する</u>
	者の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければな
	<u>5ない。</u>
	(1) 次号に掲げる者以外の者 第24条の9の規定により当該実
	施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項
	の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
	(2) 第24条の9 (前条第2項において準用する場合を含む。次
	条において同じ。)の規定により当該実施機関非識別加工情報
	<u>の利用に関する契約を締結した者 21,000円</u>
	(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除)
	第24条の14 市は、第24条の9の規定により実施機関非識別

現	行	改 正 後
		加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれか
		に該当するときは、当該契約を解除することができる。
		(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
		(2) 第24条の6各号 (第24条の12第2項において準用する
		場合を含む。) のいずれかに該当することとなったとき。
		(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があっ
		<u>たとき。</u>
		(安全確保の措置)
		第24条の15 実施機関は、実施機関非識別加工情報、実施機関
		非識別加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び
		個人識別符号並びに第24条の10第1項の規定により行った加
		工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「実施機関
		非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要な
		ものとして規則で定める基準に従い、実施機関非識別加工情報等
		の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
		2 市長は、前項に規定する基準を定めようとするときは、審議会
		<u>の意見を聴かなければならない。</u>
		3 第1項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報等の取
		扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用す
		<u>る。</u>
		(従事者の義務)
		第24条の16 実施機関非識別加工情報等の取扱いに従事する実
		施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第3項の受託業務
		に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して
		知り得た実施機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知ら
		せ、又は不当な目的に利用してはならない。
		(実施機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)
		第24条の17 市長は、実施機関非識別加工情報の取扱いに関し

徬

現 行 改 ΤĒ

(他の手続による閲覧等の取扱い)

第30条 個人情報の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止 についての手続が法令又は他の条例に定められている場合は、こ の条例は、適用しない。ただし、個人情報に係る本人からの閲覧 等の請求についての手続が市川市公文書公開条例に定められてい る場合には、同条例は適用せず、この条例を適用する。

2 · 3 (略)

- 第32条 第25条第1項に規定する者が、その職務又は業務を行 う上で収集し、又は保管する個人情報(個人の秘密に属するもの であって、組織的に利用するものに限る。)を含む情報の集合物(当 該個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体 系的に構成したものに限り、当該情報の集合物の全部又は一部を 複製し、又は加工したものを含む。) を正当な理由がないのに提供 したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- して知り得た個人情報(組織的に利用するものに限る。)を自己若 しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したと きは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- であって当該公の施設の管理の業務に従事しているものがその職 権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の

生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情を 処理する体制の整備、関係機関への苦情の処理のあっせんその他 の必要な措置を講ずるものとする。

(他の手続による閲覧等の取扱い)

第30条 個人情報の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止 についての手続が法令又は他の条例に定められている場合は、こ の条例は、適用しない。ただし、個人情報に係る本人からの閲覧 等の請求についての手続が公文書公開条例に定められている場合 には、公文書公開条例は適用せず、この条例を適用する。

2 • 3 (略)

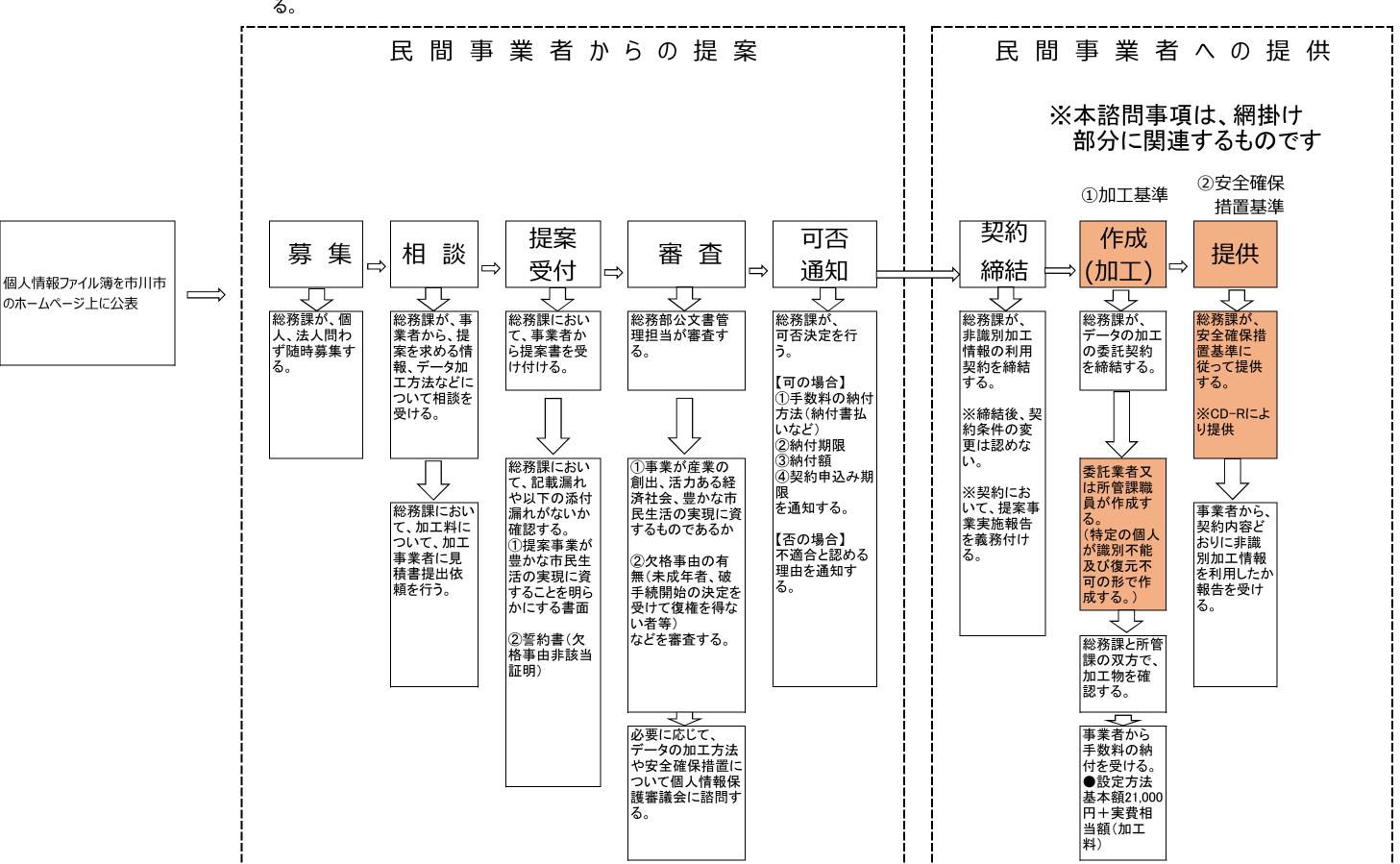
第32条 第24条の16又は第25条第1項に規定する者が、正 当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2 条第8号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、 又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又 は100万円以下の罰金に処する。

- 第34条 第25条第1項に規定する者が、その職務又は業務に関一第34条 第24条の16又は第25条第1項に規定する者が、そ の職務又は業務に関して知り得た個人情報(組織的に利用するも のに限る。) を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提 供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金に処する。
- 第35条 実施機関の職員又は指定管理者の役職員若しくは構成員 | 第35条 実施機関の職員又は指定管理者の役職員若しくは構成員 であって当該公の施設の管理の業務に従事しているものがその職 権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の

現	改 正 後
秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム、磁	秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集
気テープ、磁気ディスクその他第2条第1号に規定する規則で定	したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
<u>めるもの</u> を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の	
罰金に処する。	
第36条 市長は、詐欺その他不正の行為により第20条第2項に	第36条 市長は、詐欺その他不正の行為により第20条第2項、
規定する手数料又は第23条の3第5項に規定する手数料の徴収	第23条の3第5項又は第24条の13に規定する手数料の徴収
を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額	を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額
(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円と	(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円と
する。)以下の過料を科することができる。	する。)以下の過料を科することができる。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

非識別加工情報提供制度の概要

背景:外国企業の発展の背景にビッグデータの活用があり、日本ではそのような制度がなかったため、産業発展の妨げとなっていた。このようなことから、国において、ビッグデータの活用が可能となる制度が設けられたことから、本市でも、豊かな市民生活の実現に役立つ同制度を設けることとしたものである。



個人情報ファイル簿(例)							
作成年月日 (修正したり の修正年月日	B合にあっては、直近 3)	平成31年7月1日	実施機関の名称	市長			
個人情報ファ	アイルの名称	学童保育システム					
事務をつかさ	さどる組織の名称	生涯学習部靑少年育成課					
個人情報ファイルの利用目的 放課後児童健全育成事業に関する事務を実施するため必要となる情報等を管理するた							
記録項目		1. 氏名 2. 性別 3. 生年月日 4. 住所 5. 個人番号 6. 銀行口座 7. 電話番号 (5・6・7は記録がない場合あり)					
記録範囲		児童および児童の保護者					
記録情報の4	又 华 方法	本人住民基本台帳システム					
記録情報の編	圣常的提供先	市川市社会福祉協議会					
個人情報ファイルの種別		電算処理ファイル	市川市個人情報保護条例第5章の2 の規定による実施機関非識別加工情報の提供に関する規則第6条第8号 に該当する個人情報ファイル※	有			
実施機関非認察集する個人	機別加工情報の提案を 人情報ファイル	市川市個人情報保護条例第24条の 8第1項において準用する市川市公 文事公開条例第15条第1項又は第 2項の規定により第三者の保護に関 する手続が執られる個人情報ファイ ル		非該当			
実施機関非額 受ける組織の	歳別加工情報の提案を D名称及び所在地	総務部総務課 市川市南八幡2丁目20番2号					
	実施機関非識別加工 情報の本人の数						
	実施機関非識別加工 情報に含まれる情報 の項目			·			
報をその用り	皮施機関非識別加工情 に供して行う事業に関 受ける組織の名称及び	総務部総務課 市川市南八幡2丁目20番2号					
備考							

^{※「}市川市個人情報保護条例第5章の2の規定による実施機関非識別加工情報の提供に関する規則第6条第8号に該当する個人情報ファイル」は、「個人情報ファイルの種別」において"市川市個人情報保護条例第2条第9号ア(電算処理ファイル)"を選択した場合にのみ記載。

〇実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準(加工基準)に基づく加工例

以下の内容が記録されている個人情報ファイル(表 1)を例に、加工基準(1) \sim (5)の順に加工すると網掛け部分のようになることを以下に示します。

なお、表 2 は加工基準(3)を説明するために示したもので、表 1 と表 2 の個人情報は、個人コードによって紐付けされているものです。

【加工前】

○表1(基本情報)

個人コード	氏名	住 所	年 齢	性別	電話番号	マイナンバー
120000001	千葉松子	市川市市川 3 – 4 – 6	116歳	女	090-1234-5678	123456789012
120000002	市川太郎	市川市八幡 1 - 2 - 3	50 歳	男	047-123-4567	123456789013

○表2(付属情報)

個人コード	氏名	職業	世帯年収
120000001	千葉松子	無職	200 万円
120000002	市川太郎	会社員	1,200万円

<基準(1)により加工した場合>

個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除する。

個人コード	". 	住 所	年齢	性別	電話番号	マイナンバー
120000001		市川市市川	116歳	女	090-	123456789012
120000002		市川市八幡	50 歳	男	047-	123456789013

[※] 氏名の全部、住所の一部及び電話番号の一部を網掛け部分のように削除する。

<基準(2)により加工した場合>

個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する。

I							
個人コード		住 所	年 齢	性別	電話番号		
120000001		市川市市川	116歳	女	090-		
120000002		市川市八幡	50 歳	男	047-		

[※] マイナンバーは個人識別符号に該当するため、削除する。

なお、個人識別符号のその他の例として、「基礎年金番号」や「免許証番号」などのほか、「生体情報(顔、指紋等をデジタルデータに変換したもの)」が挙げられる。

令和元年度第1回市川市個人情報保護審議会 資料

<基準(3)により加工した場合>

個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号を削除する。

○表1(基本情報)

個人コード	1	住 所 年 齢	性別	電話番号	
120000001	市川市市	川 116 歳	女	090-	
120000002	市川市八	幡 50歳	男	047-	

○表2(付属情報)

個人コード	氏名	職業	世帯年収
120000001	千葉松子	無職	200 万円
120000002	市川太郎	会社員	1,200 万円

※ 個人コードは複数のシステムで管理されている情報を紐付けるためにシステムにおいて自動的に付番されたものであり、 その番号そのものによって直接個人が識別されるものではないため、個人識別符号には当たらない。ここでは、表 1 のみが加工対象となるが、氏名等の情報を削除等したとしても、万一表 2 の情報が漏洩した場合には、個人コード を基に、表 2 に記載されている情報(氏名)から特定の個人が識別される可能性がある。よって、このようなことが 生じないよう、個人コードを削除する。

<基準(4)により加工した場合>

特異な記述等を削除するか、他の記述等に置き換える。

	住 所	年齢	性別	電話番号	
	市川市市川	90 歳以上	女	090-	
	市川市八幡	50 歳	男	047-	

^{※「}年齢」が 116 歳というのは、一般的にみて1つの情報のみで特定の個人を識別できる可能性が非常に高いため、 網掛け部分のように記述を置き換える。

<基準(5)により加工した場合>

上記(1)~(4)の措置のほか、個人情報に含まれる記述等(以下の「年齢」)と当該個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述等(以下の「住所」)との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずる。

	住 所	年 齢	性別	電話番号	
	市川市市川	80 歳以上	女	090-	
	市川市八幡	50 歳	男	047-	

※ 例えば、市川市市川在住者において、表の個人以外に年齢が 90 歳を超える者がいないという場合のように、2つ以上の情報を照合すると特定の個人が識別できてしまうようなときは、特定できないような情報に置き換える。